

災害に立ち向かえる備えを

まずは令和2年7月豪雨により、九州や中部地方等で、被害にあわれた方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、亡くなられた方、そのご遺族の方々に謹んでお悔やみ申し上げます。

田原本町では、昭和57年、平成29年の台風や、局地的大雨などによる内水被害に悩まされてきたことから現在、国、県の協力を得て対策を進めています。まず、奈良県平成緊急内水対策事業の工事着手第1号として、町社会福祉協議会駐車場他雨水貯留施設の整備を進めています。工事は二期計画で行われ、一期目は11月に完了予定で、最終的には来年春の完成を目指しており、これを皮切りに5年をかけて、さらに町内5カ所で、順次整備が進められます。

昨年度には、県に要望し続けていた、寺川をはじめ一級河川の堆積土砂の浚渫を行っていただきました。本来の川の持つ流量を確保でき、氾濫等の抑制につながっています。

他にも、十六面・西竹田雨水調整池、阪手二丁池等の貯留運用、大和川支流から逆流している水路の逆流防止樋門の追加、河川の水位をリアルタイムで観測し、注意喚起メール



田原本町長 森 章浩

を自動配信する「水位監視システム」の導入など、内水被害を軽減するためのさまざまな対策を行っています。

災害への備えは、行政によるハード面の整備だけでなく、住民の皆さまと一丸となって取り組んでいくものと認識しています。

特にコロナ禍にある今は、感染リスクを抑えるための分散避難を考慮する必要があります。先月16日には避難所開設・運営訓練を実施し、職員への災害対応力を養いました。そして震災など大規模災害発生の際は、自治会等の皆さまにも、集会所の利用などご協力をお願いさせていただきたいと考えております。

災害への対策は、日頃からの意識と行動で変わります。防災備品の準備や避難の方法、身近な場所での避難所運営など、住民の皆さまには、頭の片隅に防災のことを意識しながら、生活していただければと思います。

より良い教育環境の確保・維持のため  
学校施設再配置検討の  
住民ワークショップを開催します

教育総務課 学校教育係 ☎34・2074

近年田原本町では、園児・児童・生徒数が減少し続けており、地域差はあるものの各学校・幼稚園では、少しずつ小規模化が進んでいます。現状のまま対応を行わないと、クラス替えができない、運動会などの行事に制約が生じる、PTA活動などの保護者負担が大きくなるといった問題が考えられます。

こうした状況を受けて町では、将来にわたって子どもたちにより良い教育環境を確保・維持するため、多角的に検討を始めています。

より良い教育環境の確保・維持のため、教育環境や学校の配置などについて地域や保護者の人たちのご意見をお聞かせいただくために、住民ワークショップの開催を予定しています。

住民ワークショップに申し込みを希望される人は、8月19日(水)までに次の連絡先にご連絡ください。

日時 8月29日(土)

午前9時30分～11時30分

場所 青垣生涯学習センター2階

研修室

連絡先 教育総務課 学校教育係

☎34・2074 FAX32・2977

✉kyoiku@town.tawaramoto.nara.jp

※コロナウイルス感染症対策として、

消毒、換気などの徹底及び、でき

る限り三密(密集・密着・密接)

を避けての開催を考えています。

各自、マスクの着用をお願いします。

※国から発令される緊急事態宣言な

どの状況によって開催を延期・中

止する場合があります。



# 新型コロナウイルス感染症 に関する各種お知らせ

事実と異なる情報や噂にご注意ください。正確な情報による行動をお願いします。  
固新型コロナウイルス感染症対策本部  
(健康福祉課内) ☎ 32-2901

今後も情報の更新にあわせ町ホームページなどでお知らせします。また、今までに発行した広報たわらもと号外にも、さまざまな情報を掲載しています。併せてご確認ください。

▶新型コロナウイルス感染症関連情報



▶広報たわらもと号外



## 特別定額給付金 (10万円)

申請期限は**令和2年8月11日(火)**です  
申請し忘れにご注意を

### 申請について

～2通りの申請方法があります～

#### ①郵送申請方式

町から受給権者宛てに申請書を郵送しています。



#### ②オンライン申請方式

政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」より申請が可能です。

▲マイナポータルはこちら

※申請方法や申請書の再送付などのお問い合わせは給付金部会(健康福祉課内/☎ 32-2901)へ。

申請がお済みか確認をお願いします。

令和2年4月27日に住民票がある人で、申請がお済みでない人は、申請をお急ぎください。

申請期限までに申請が行われなかった場合、特別定額給付金の受給を辞退したものとみなされますのでご注意ください。

### 給付金の詐欺にご注意を!

町をはじめ公的機関が電話や訪問で口座番号や暗証番号を聞くことはありません。併せてご覧また以下のことを行うこともありません。ください!

✕現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること

✕手数料の振り込みを求めること

✕メールを送り、URLをクリックさせて申請を求めること



▲やまとの安全(県警察本部防犯情報紙)

## コロナ対策生産者支援補助金

田原本町推進作物などの出荷について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた生産者に補助金を給付します。

固 地域産業推進課農政係 ☎ 34-2080

### 補助対象者の条件

- ①田原本町推進作物等(イチゴ、ナス、トマト、ハウレンソウ、花き、イチジク、味間いも)を生産していること
- ②10a以上の作付面積があること(ただし、令和元年度または2年度の確認野帳で確認できることが必要です)
- ③令和2年4月23日時点で田原本町に居住していること

補助金額 2万円(作付面積10aあたり/上限4万円)

※作付面積は1,000㎡未満の端数切捨て

申請方法 申請書と必要書類を添付し、地域産業推進課に持参または郵送。

申請期間 9月30日(水)まで(消印有効)



## 新型コロナウイルス感染症に関する 偏見や差別をなくしましょう

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者・医療従事者に対する誤解や偏見に基づく差別は決してあってはなりません。

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別・偏見・いじめなどの被害に遭った人からの人権相談を受け付けています。困ったときは一人で悩まず私たちに相談してください。

### 相談窓口

- みんなの人権 110番 ☎ 0570-003-110
- 子どもの人権 110番 ☎ 0120-007-110
- 女性の人権ホットライン ☎ 0570-070-810



◀インターネット人権相談



◀法務大臣からのビデオメッセージ